

「よくある質問」

道路整備工事・排水工事共通

Q 1 : 自宅前が建築基準法上の道路かわかりません。どうしたら調べられますか？

A 1 : 市建築指導課の窓口において、図面を表示してありますので、この図面を閲覧してお調べください。

Q 2 : すでに、工事が終わってしまったのですが、補助対象となりますか？

A 2 : 環境整備事業は、補助金の交付決定後に施工業者と契約していただきます。既に工事中のもの、完了したものは対象外となります。

Q 3 : 工事費は、どのくらいかかりますか？

A 3 : 環境整備事業は、公共工事に準じて施工するため、施工業者は、市の「入札参加資格業者」である地元の業者等を選定していただくことを原則としています。入札参加資格業者から見積りをもらってください。

なお、市では公共工事と同様の積算を行い、見積額が適正であるかの確認を行っています。

Q 4 : 来年度に工事を予定しています。補助金の予約はできますか？

A 4 : 年度毎に予算管理を行っております。申請した年度内で工事完成検査を実施してください。予約はできませんが、下水道河川管理課まで事前相談書を提出の上ご相談ください。

Q 5 : 環境整備のホームページにある対象工事に合致すれば、補助対象となりますか？

A 5 : ホームページはあくまでも、一例です。詳しくは、下水道河川管理課までご相談ください。

道路整備工事

Q 1 : 家の前の道路が陥没しました（家の前の側溝が、がたついています）。

その場所を補修したいのですが、補助対象となりますか？

A 1 : その場所のみの補修は、部分的な補修になるため、補助対象になりません。交差点から交差点まで又は交差点から行き止まりまでの様に路線的に整備を行う場合に補助対象となります。

Q 2 : 路面排水施設を道路端部に設置したいが、境界が未確定です。補助対象になりますか？

A 2 : 道路端部に路面排水施設を設置する場合は、道路範囲（境界等）が確定している必要があります。

また、4m未満（セットバック実施前の道路等）の場合は、将来道路範囲が未確定であるため、補助対象外となります。

排水工事

Q 1 : 排水管を移管したいのですが、どうすればよいか？

A 1 : 下水道河川管理課にご相談ください。

Q 2 : 排水管移管に伴い補修等が必要な場合は、補助対象になりますか？

A 2 : 路線的に管の敷設替えが必要となった場合は、補助対象となりますが、既存管清掃などの維持管理費用、蓋交換のみ等の軽微なものは、補助対象外となります。

Q 3 : 排水ポンプが故障してしまいました。補助対象になりますか？

A 3 : マンション等共同住宅の貯留槽・ポンプは対象となりません。

上記以外のポンプで定期的な維持管理をおこなっている場合は、対象となる場合がございますので、ご相談ください。